

2 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例（案）について

1 基準を定める条例（案）の名称

「白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）」

2 趣旨

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法により、子ども・子育て支援法が制定され、子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第3項に基づき、市町村は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、条例でその基準を定めることになりました。

市町村が条例を定めるにあたっては、内閣府令で定める基準（以下「従うべき基準」という。）に従い、また、その他の事項については、内閣府令で定める基準を参照し、地域の実情に応じて定める（以下「参酌すべき基準」という。）こととなります。

本市の条例（案）は、国の基準と異なる内容を定める特別な理由がないことから、国の基準と同様に策定します。

3 担当課等

白井市健康福祉部 児童家庭課 保育班